

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

規 則

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第11号

北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則（平成24年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。
第5条第4号中「第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号」を「第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第2号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条中「（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第14号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附 則

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第

目 次

規 則	ページ
○北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（中小企業課）	29
訓 令	
○北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	29
告 示	
○家畜伝染病検査の命令（4件）……………（畜産振興課）	30
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	32
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	32
○土地収用法による収用又は使用の手続の開始……………（建設部総務課）	33
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	33
○都市計画法第34条第11号の区域の変更……………（都市計画課）	33
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	34
公 表	
○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（維持管理防災課）	34
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	34
道議会告示	
○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	36
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	36
○特定調達契約に係る入札の公告……………	37
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
道監査委員公表	
○令和2年度に係る財政的援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表……………	38
○令和4年度に係る包括外部監査の結果の公表……………	38
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	38
○特定調達契約に係る入札の公告……………	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	40

42号) 附則第29項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、この訓令による改正後の北海道職員の勤務時間に関する規程第2条第1項に規定する定年再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

告 示

北海道告示第140号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病(搾乳牛)

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
江別市	令和5年4月3日から同年6月30日まで
当別町	令和5年5月9日から同年7月31日まで
妹背牛町	令和5年5月1日から同年6月30日まで
沼田町	同
富良野市	令和5年4月1日から同年9月30日まで
豊富町	令和5年4月3日から同年8月3日まで
小清水町	令和5年4月3日から同年9月29日まで
湧別町	令和5年4月3日から同年11月30日まで
伊達市	令和5年4月17日から同年6月30日まで
日高町	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
浦河町	同
様似町	同
えりも町	同
鹿追町	令和5年4月1日から同年6月30日まで
豊頃町	令和5年6月12日から同年8月25日まで
釧路町	令和5年4月3日から同年9月1日まで
標茶町	令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

別海町 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
標津町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病(肉用繁殖牛)

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
江別市	令和5年4月3日から同年6月30日まで
当別町	令和5年5月9日から同年7月31日まで
妹背牛町	令和5年5月1日から同年6月30日まで
雨竜町	同
沼田町	同
富良野市	令和5年4月1日から同年9月30日まで
豊富町	令和5年4月3日から同年8月3日まで
小清水町	令和5年4月3日から同年9月29日まで
湧別町	令和5年4月3日から同年11月30日まで
壮瞥町	令和5年4月1日から同年5月31日まで
日高町	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
浦河町	同
様似町	同
えりも町	同
中札内村	令和5年5月29日から同年8月4日まで
本別町	令和5年6月26日から令和6年1月12日まで
釧路町	令和5年4月3日から同年9月1日まで
標茶町	令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
別海町	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

中標津町 令和5年4月1日から同年9月30日まで
標津町 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

浦 白 町 令和5年5月1日から同年6月30日まで

妹 背 牛 町 同

富 良 野 市 令和5年4月1日から同年9月30日まで

天 塩 町 令和5年7月1日から同年8月31日まで

豊 富 町 令和5年4月3日から同年8月3日まで

日 高 町 令和5年4月1日から同年9月30日まで

平 取 町 同

新 冠 町 同

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

新 ひ だ か 町 同

釧 路 町 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

標 茶 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 腐^そ蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
札 幌 市 令和5年4月3日から同年10月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第141号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。）

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が

伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第142号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内の鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第143号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
（ただし、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。）

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の第2の1の(2)の輸入牛及び種畜検査対象牛、同要領の第2の2の(2)の流死産した母牛。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、同要領に定める方法による。

北海道告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（忠別南地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和5年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第145号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第146号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事
- 3 手続が開始される土地
- (1) 収用の手続が開始される土地 なし
- (2) 使用の手続が開始される土地 北海道札幌市手稲区富丘六条四丁目地内
- 4 手続が開始される土地を
表示する図面の縦覧場所 北海道札幌市手稲区役所

北海道告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

苦小牧樽前2(I-3-504-3062)

- (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字樽前(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 樽前1号沢(I-31-0040)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字錦岡(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 樽前3号沢(I-31-0050)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字錦岡(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 樽前2号沢(I-31-0060)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字樽前(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 錦多峰川右1の沢(III-31-03)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 苦小牧市字錦岡(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定に基づき指定した区域を、都市計画法施行条例(平成15年北海道条例第2号)第2条第5項の規定により変更した。

当該区域を示す図面は、北海道建設部まちづくり局都市計画課、胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課及び室蘭市役所又は登別市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

指定変更した区域（区域を示す図面のとおり）

室蘭市本輪西5丁目の一部及び幌萌町の一部、高平町の一部

登別市富浦町1丁目の一部

北海道告示第149号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項とうや湖農業協同組合の事項を次のように改める。

とうや湖農業協同組合	昭和62. 3. 2	とうや湖農業協同組合豊浦支所
	同	J Aバンク共済洞爺店
	同	壮瞥支所

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第4項の規定により指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和5年3月17日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	関	場	所
一級河川	石狩川	富良野川	北海道上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課及び富良野出張所	
同	ヌッカクシ	富良野川	同	
同	ベベルイ	川	同	

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第53号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月17日

北海道渡島総合振興局長 田中 仁

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり 41,000枚

2 落札を決定した日

令和5年3月2日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社上磯事務器

(2) 住所 北斗市中央2丁目3番1号

4 落札金額

(1) 基本料金（1月当たり） 11,700円

(2) 複写料金（1枚当たり） 0.80円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年1月13日付け北海道渡島総合振興局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月17日

北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1月当たり モノクロ1,700枚、フルカラー1,500枚

- 2 落札を決定した日
令和5年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社北都測器
(2) 住所 旭川市末広5条4丁目1番4号
- 4 落札金額
(1) 基本料金(1月当たり) 11,860円
(2) 複写料金(モノクロ) 1枚から500枚まで 1枚当たり 1.00円
501枚以上 1枚当たり 0.82円
(3) 複写料金(フルカラー) 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 6.90円
1,001枚以上 1枚当たり 5.86円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年1月24日付け北海道上川総合振興局告示第1003号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課
(2) 所在地 中川郡美深町字東2条南4丁目

北海道上川総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月17日

北海道上川総合振興局長 佐藤昌彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 落札に係る物品等の名称
デジタルカラー複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)
(2) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり モノクロ6,000枚、フルカラー3,800枚
- 2 落札を決定した日
令和5年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 ユー・システム株式会社
(2) 住所 旭川市物流団地1条1丁目4番25号
- 4 落札金額

- (1) 基本料金(1月当たり) 2,000円
(2) 複写料金(モノクロ) 1枚から500枚まで 1枚当たり 1.50円
501枚から4,000枚まで 1枚当たり 1.20円
4,001枚以上 1枚当たり 1.00円
(3) 複写料金(フルカラー) 1枚から1,000枚まで 1枚当たり 5.00円
1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 5.00円
3,001枚以上 1枚当たり 5.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年1月24日付け北海道上川総合振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道上川総合振興局北部森林室管理課
(2) 所在地 中川郡美深町字東2条南4丁目

北海道十勝総合振興局告示第1005号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月17日

北海道十勝総合振興局長 芳賀是則

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 1台分
(2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 2台分
(3) 入札番号3 貨物兼乗用自動車の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 2台分
(4) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借 一式(1月当たりの単価) 1台分
- 2 落札を決定した日
令和5年2月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース帯広
(2) 住所 帯広市東3条南10丁目5番地1
- 4 落札金額
(1) 50,000円
(2) 68,000円
(3) 54,000円
(4) 34,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和5年2月3日付け北海道十勝総合振興局告示第1003号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号
昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。
令和5年3月17日
北海道議会議長 小畑保則
北海道議会会議規則の一部を改正する規則
北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
別表北海道議会情報公開審査会の項中「第21条に規定する意見の求め」を「第21条第1項の規定による意見の求め又は北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年北海道条例第55号）第46条第1項若しくは第51条の規定による諮問」に改め、同表議会庁舎改築整備等検討協議会の項を削る。
附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表議会庁舎改築整備等検討協議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第32号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。
なお、この資格に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和5年3月17日
北海道教育庁空知教育局長 山口利之
1 資格及び調達をする物品等の種類
令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 令和5年3月17日に一般競争入札の公告を行う空知管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 電力
2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
3 資 格 要 件 の 特 例
平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。
4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和5年3月17日（金）から同月23日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
6 資格に関する事務を担当する組織
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年3月17日

北海道教育庁空知教育局長 山口 利之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

空知管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校21箇所 合計1,429kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校21箇所 合計3,178,831kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育庁空知教育局告示第32号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和5年3月29日（水）午後2時（送付による場合は、同月28日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

ウ 電話番号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Sorachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,429 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,178,831 kWh

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 29, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 28, 2023)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁胆振教育局告示第27号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年3月17日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量
胆振管内道立学校で使用する電力（従量電灯B）
 - (1) 基本料金（1月当たりの単価） 1件 30A
 - (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 1件 最初の120kWhまで
120kWhを超え280kWhまで
280kWhを超える分
合計298kWh
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月6日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道電力株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 基本料金 1,023円
 - (2) 電力量料金 最初の120kWhまで 23.97円
120kWhを超え280kWhまで 30.26円
280kWhを超える分 33.98円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11号第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和2年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和5年3月17日

北海道監査委員 佐々木 俊 雄
北海道監査委員 稲 村 久 男
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 永 山 秀 明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和5年2月15日鈴江誠包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

令和5年3月17日

北海道監査委員 佐々木 俊 雄
北海道監査委員 稲 村 久 男
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 永 山 秀 明

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年3月17日

北海道警察本部長 鈴 木 信 弘

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和5年3月17日に一般競争入札の公告を行う北海道警察札幌方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約
- (2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和5年3月17日（金）から同年4月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

北海道警察本部告示第181号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年3月17日

北海道警察本部長 鈴木信弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道警察札幌方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

- (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 269kW
- (イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 842,791kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

- (ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,833kW
- (イ) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 5,364,403kWh
- (ウ) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 2,305,273kWh

ウ 予備電力

- (ア) 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） 400kW
- (イ) 基本料金（予備電源）（契約電力1kW当たりの単価） 520kW

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道警察本部告示第180号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

- (2) 入札日時 令和5年5月12日（金）午後1時30分（送付による場合は、

同月11日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2238

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of Hokkaido Prefectural Police

a Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 269 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 842,791 kWh

b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,833 kW

(b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 5,364,403 kWh

(c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,305,273 kWh

c Contract type : emergency power

(a) A basic charge (standby line) per kW, The estimated electricity contract : 400 kW

(b) A basic charge (secondary power) per kW, The estimated electricity contract : 520 kW

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 12, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 11, 2023)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238

北海道警察本部告示第182号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年3月17日

北海道警察本部長 鈴木信弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

IPR形警察移動無線通信システム移動用無線機（IPR-ML）(2) 191セット

2 落札を決定した日

令和5年3月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 三菱電機株式会社

(2) 住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号

4 落札金額

145,872,430円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年1月20日付け北海道警察本部告示第37号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-